

川口市私道内給水管布設替整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、私道内に布設された給水管の布設替整備工事を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付し、もって給水管の老朽化による出水不良及び漏水多発等を解消し、給水の安定と管網の整備促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路をいう。
- (2) 工事施行者 私道の所有者又は私道に接する土地若しくは建物の所有者で、当該私道内給水管の布設替整備工事を行うものをいう。
- (3) 給水管 配水管又は配水支管から分岐して設けられた私道内の水道管をいう。

(補助対象事業)

第3条 管理者は、私道内に現に布設された給水管の布設替整備工事（以下「工事」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象工事」という。）を行う工事施行者に対して補助金を交付する。

- (1) 道路幅員が1.8メートル以上あり、かつ、道路境界が明確であること。
- (2) 支障なく工事ができるものであること。
- (3) 工事に係る給水管を使用する給水契約者が2人以上であり、かつ、当該給水管を使用する建物が2戸以上あること。
- (4) 当該工事の施行について、工事に係る私道及び私道に接する土地並びに建物（私道に接する公道及び工事に係る給水管が布設されない土地並びに建物を除く。）の所有者の全員が承諾していること。
- (5) 当該私道内給水管布設替整備工事費の申請者負担割合について、工事施行者の全員が承諾していること。
- (6) 工事に係る給水管について、布設後20年以上経過している管が含まれていること。
- (7) 工事に係る給水管を使用する工事施行者の全員が、市税を滞納していないこと。

(8) 工事に係る給水管を使用する工事施行者の全員が、上下水道料金を完納していること。なお、下水道未整備地域若しくは下水道未普及地域にあたっては、上水道料金のみ完納していること。

(9) 工事に係る私道内に複数の給水管が布設されている場合は、1本にまとめること。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、補助金を交付することができる。

3 補助対象工事の範囲の基準は、次のとおりとする。

(1) 公道内の配水管から、私道内バルブまで（別図第1におけるA点からB点までをいう。）の取出し工事は、川口市上下水道局が施工する。

(2) 私道内バルブ下流側から終点までの給水管及び当該給水管から当該私道と接する宅地の境界から2メートル以内に設置されるメーター（市が設置する水道メーターをいう。以下同じ。）まで引込む管に係る工事を補助対象工事とする。ただし、メーターの位置が私道と接する宅地の境界から2メートルを超える場合は、止水栓（乙止）までとする。

(3) 出水不良等の理由から、他の管に接続するため、別図第2のように、既設の給水管の布設替えに加えて、給水管を延長して布設せざるを得ない場合は、事前に管理者の承認を得て、当該延長して布設する部分を含めて補助対象工事の範囲とすることができる。

(4) 別図第3のように、輻輳する私道が互いに交差又は接道する一定の区域（以下「布設替計画区域」という。）について工事を行おうとする場合は、事前に管理者の承認を得て、当該布設替計画区域を複数の区域に分割し、分割された各区域（以下「布設替区域」という。）を1の補助対象工事の範囲とすることができる。この場合において、管理者は、次のアからカまでに掲げる事項を総合的に勘案して、分割の承認の可否を決定するものとする。

ア 給水管の布設された時期

イ 給水管の共有の状況

ウ 給水管の分岐の状況

エ 布設替えをする給水管の口径

オ 水路等の公共用地による私道の分断の状況

カ 管網の整備の促進に対する効果

4 補助対象工事に使用する給水管の材料は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、ステンレス鋼管については、川口市水道用ステンレス鋼管施工要領によることとし、次の各号のいずれの場合にも、私道と接する宅地の境界から50センチメートル以内に止水栓（乙止）を設置することとする。

(1) 口径50ミリメートルまで ステンレス鋼管（波状ステンレス鋼管）

(2) 口径75ミリメートル以上 耐震性能を有するダクタイル鋳鉄管

5 補助対象工事の範囲内に係る路面の復旧に関しては、別図第4の復旧組成図のとおりとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象工事費」という。）は、工事施行者が補助対象工事に要した工事費とする。ただし、管理者が別に定める標準工事費の合計額を上回る場合は、標準工事費を限度とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事費の10分の8に相当する額以内とする。

（工事施行者代表者の選出等）

第6条 補助金の交付を受けようとする工事施行者は、次に掲げる事項を委任する工事施行者代表者（以下「代表者」という。）を選出するものとする。

(1) 補助対象工事に関する関係機関との連絡調整等

(2) 補助金の交付に関する手続きに係る権限

（補助対象工事の範囲に係る事前の承認）

第7条 第3条第3項第4号の規定による管理者の承認を得ようとする工事施行者は、様式第A号の申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、同項の工事施行者のうちから選出された代表者（以下「代表者」という。）が行うものとする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載した資料を添付するものとする。

(1) 布設替計画区域を複数の布設替区域に分割する案

(2) 前号に掲げる案に対する布設替計画区域内の工事施行者全員の同意

(3) 第2項の規定による選出に関する布設替計画区域内の工事施行者全員の同意

4 管理者は、第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、様式第B号の通知書により当該申請書を提出した代表者に通知するものとする。

この場合において、管理者は、第2項第1号に掲げる案の内容を変更したうえで承認することができる。

(補助金交付の申請)

第8条 代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に着手する前に、様式第1号の申請書兼誓約書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 当該補助対象工事に係る見積書
- (2) 工事設計書
- (3) 公図の写し(別紙1)
- (4) 平面図・縦断面図
- (5) 現場案内図
- (6) 委任状兼承諾書(別紙2)
- (7) 市税及び上下水道料金調査同意書(様式第2号)
- (8) 補助対象工事部分に係る登記事項証明書(全部事項証明書)

(申請時点で最新の権利者が示されたもの。登記情報提供サービスにより取得したものを除く。)

- (9) 印鑑登録証明書
- (10) その他管理者が必要と認める書類

(補助金交付の可否の決定)

第9条 管理者は、前条の申請書兼誓約書の提出を受けたときは、当該申請書兼誓約書及びこれに添付された書類の審査並びに現場調査を行い、補助金の交付の可否を決定する。

2 管理者は、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、様式第3号の通知書により代表者に通知するものとする。

3 管理者は、第1条の目的を達成するために必要と認めたときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

4 管理者は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、様式第4号の通知書により理由を付して代表者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 代表者は、前条第2項に規定する通知書を受領した場合において、当該通知書に係る補助金等の交付の決定内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、通知

書を受領した日から10日以内に文書をもって当該通知書に係る申請を取り下げることができる。

(工事の施行)

第11条 代表者は、第9条第2項に規定する通知書を受領し、工事の施行をしようとするときは、川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第35号）を遵守し、同条例第10条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に施行させなければならない。

2 代表者は、第9条第2項に規定する通知書を受領したときは、速やかに当該決定に係る補助対象工事に着手し、当該補助対象工事が完了したときは、第15条の完了検査を受けなければならない。

3 管理者は、必要と認める場合には、当該補助対象工事の施行状況を確認しなければならない。

(工事変更等の申請)

第12条 代表者は、補助対象工事の計画の変更（管理者が定める軽微な変更に係るものを除く。）をしようとするとき、又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事前に様式第5号の申請書を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があった場合、様式第6号の通知書により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(遅延等の報告)

第13条 代表者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象工事の遂行が困難になった場合においては、速やかに管理者に報告して、その指示を受けなければならない。

(工事完了の届出)

第14条 代表者は、補助対象工事が完了したときは、完了した日から5日以内に様式第7号の完了届に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 工事設計書（工事完了時）
- (2) 工事請負契約書又は請書の写し
- (3) 工事写真
- (4) しゅん工図
- (5) 収支決算書（様式第8号）

(6) 工事の請求書の写し

(工事完了の検査)

第15条 管理者は、前条の完了届の提出を受けたときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。

(是正措置)

第16条 管理者は、前条の完了検査の結果、工事の内容が適正でないと認めたときは、代表者に対し、工事の手直しを命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定により代表者が必要な改善を行った場合について、準用する。

(補助金の確定)

第17条 管理者は、第15条の完了検査の結果、工事の内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号の通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第18条 代表者は、第17条の通知書を受領したときは、様式第10号の請求書に領収書の写しを添付して、速やかに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに当該請求書の審査を行い、代表者に補助金を交付するものとする。

3 第1項の領収書の写しを請求書に添付することが困難な場合においては、誓約書（別紙3）を添付することにより、請求することができる。この場合においては、補助金交付後、直ちに領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第19条 管理者は、工事施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を保留し、又は補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第20条 管理者は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、既に代表者に補助金を交付しているときは、様式第11号の返還請求書により返還を求め

るものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

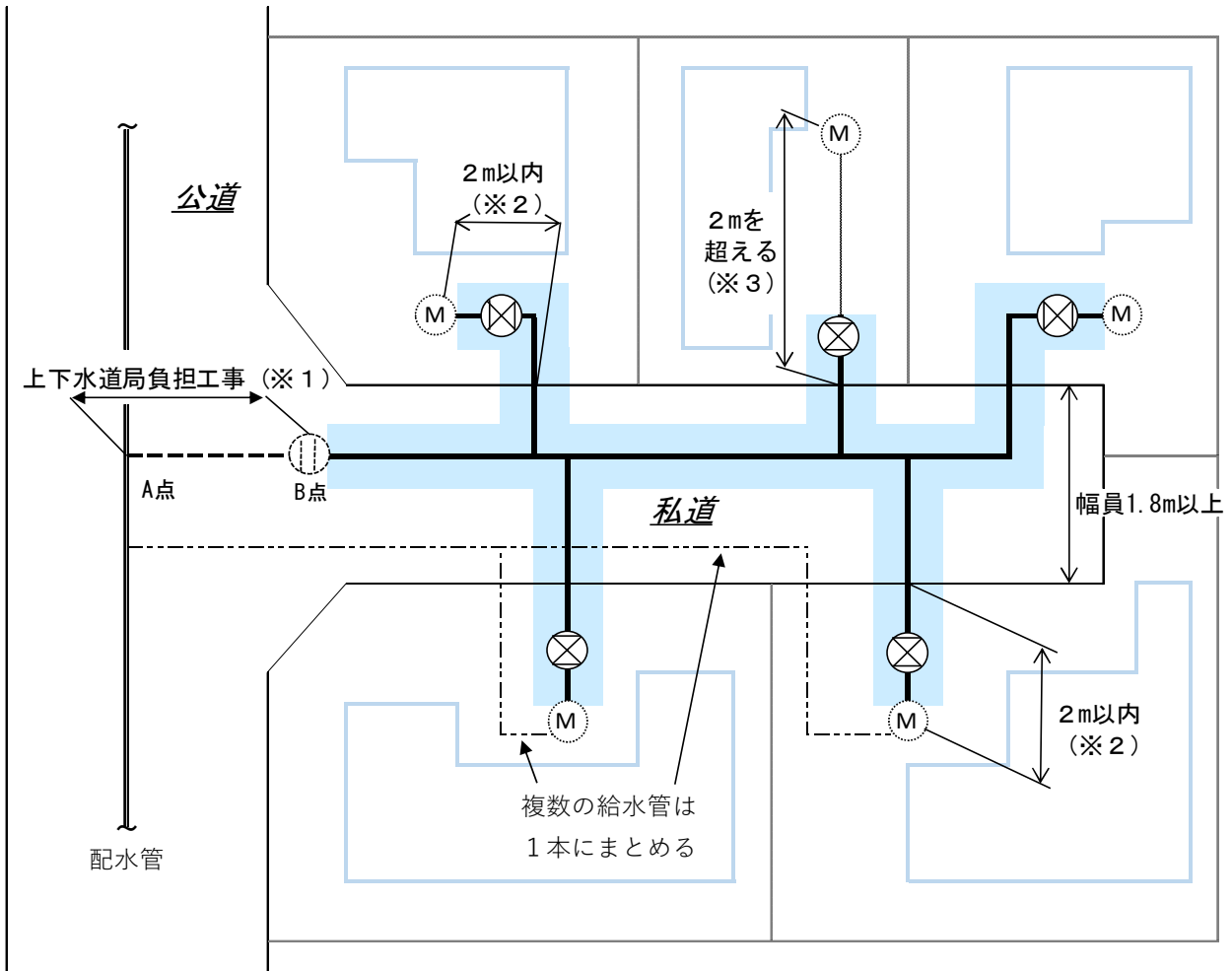
附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別図第1 (第3条第3項第1号・第2号関係)



… 補助対象工事範囲

⊙M … 既設水道メーター

⊗ … 止水栓 (乙止)

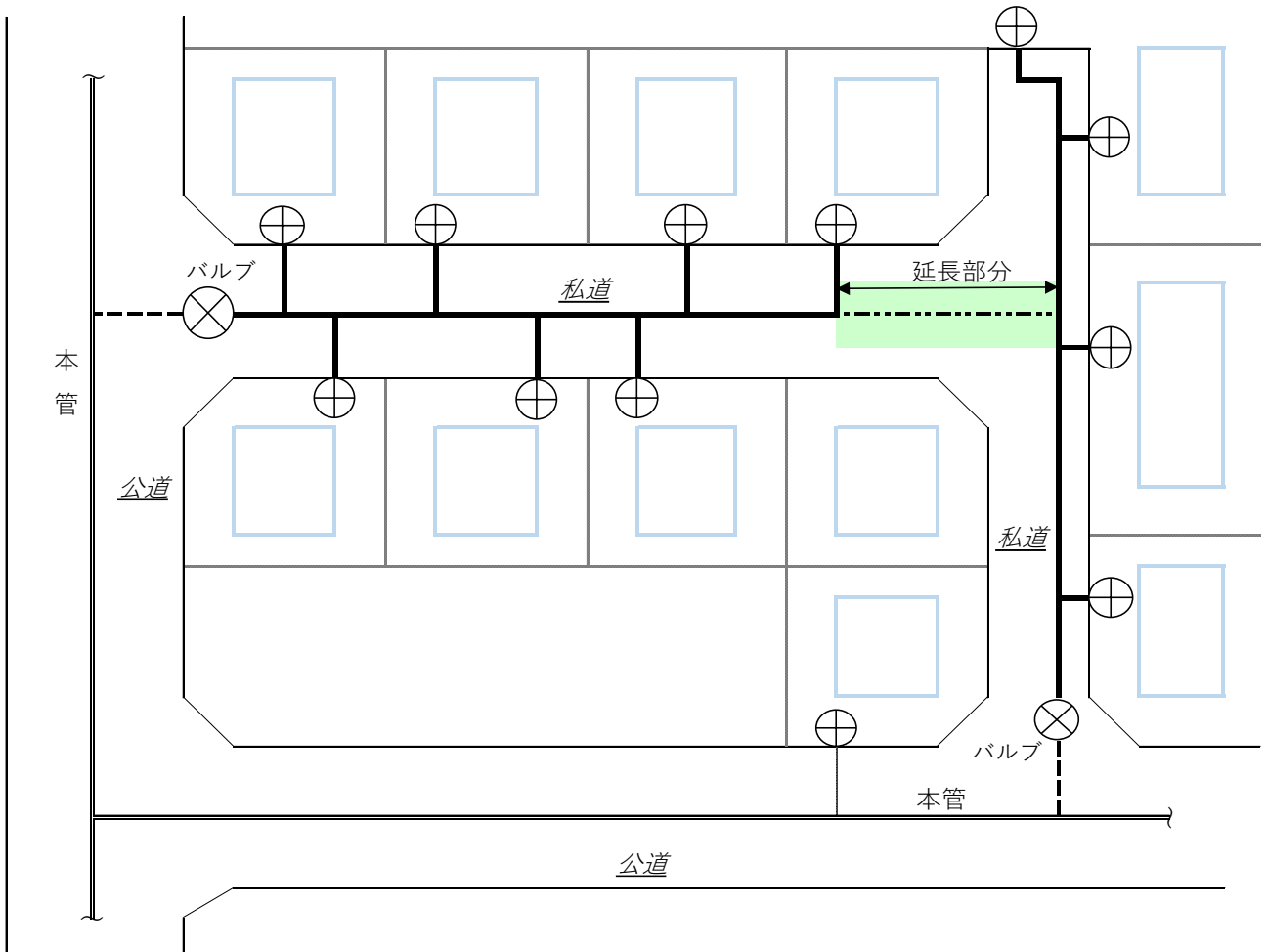
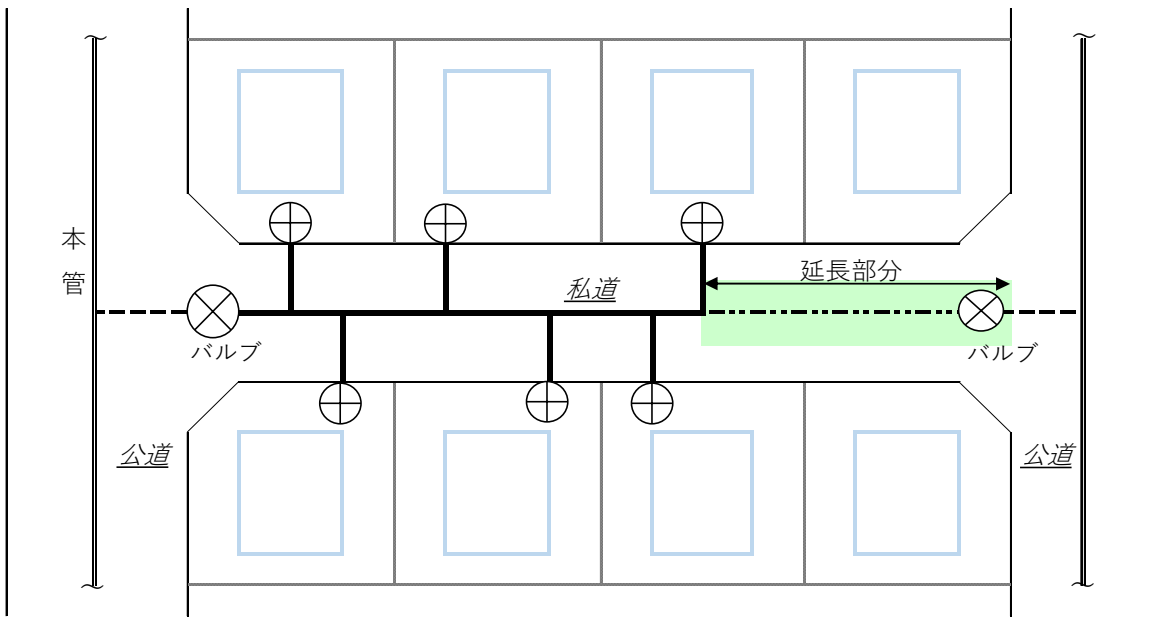
⊕ … 仕切弁

※1 公道内の配水管から私道内に設置するバルブまでの取り出し工事
A地点からB地点までは上下水道局負担工事

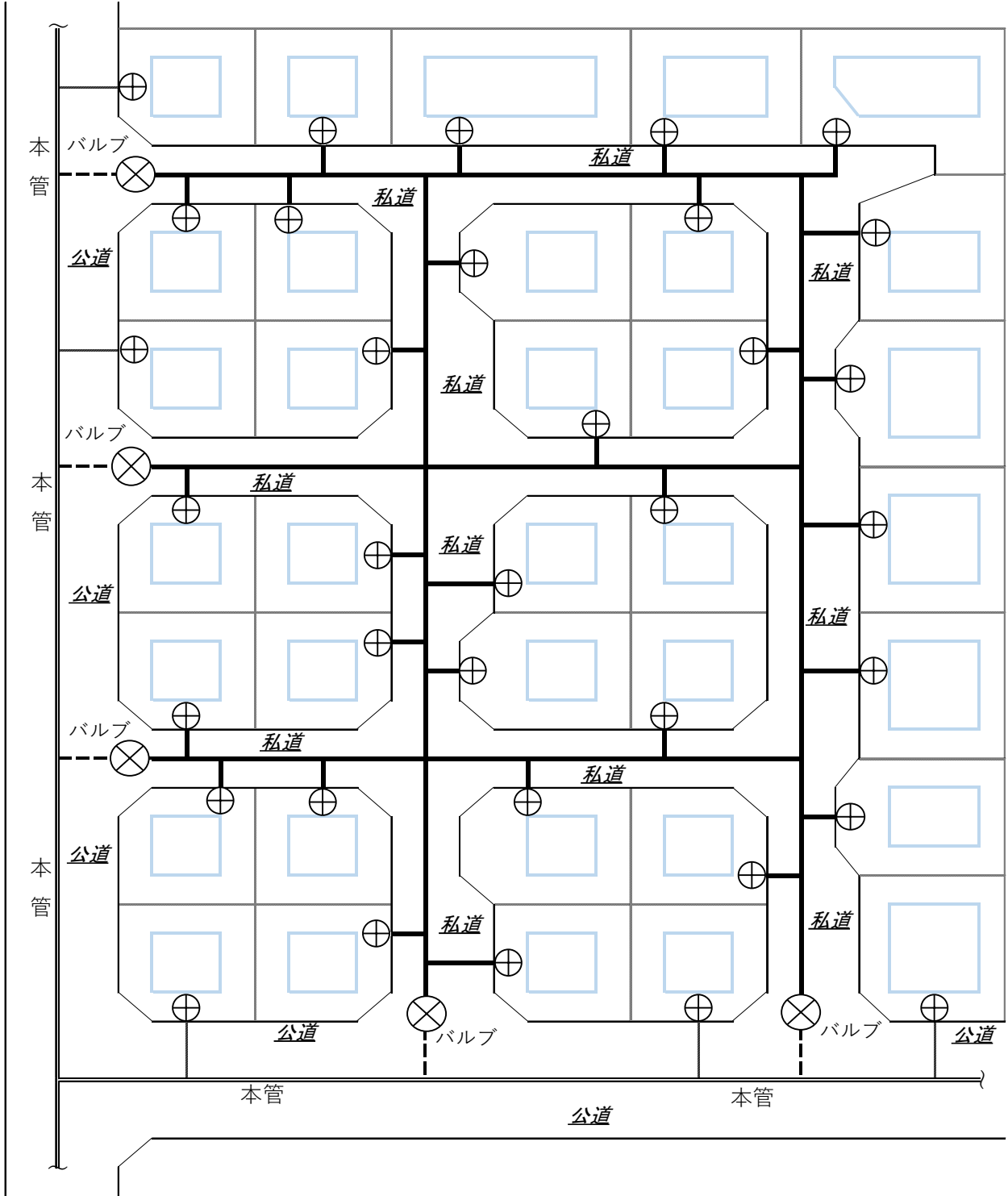
※2 宅地の境界から2メートル以内にメーターが設置されている場合
既設メーターに接続するまでの範囲が補助対象工事

※3 宅地の境界から2メートルを超えてメーターが設置されている場合
止水栓 (乙止) を設置するまでの範囲が補助対象工事

別図第2（第3条第3項第3号関係）



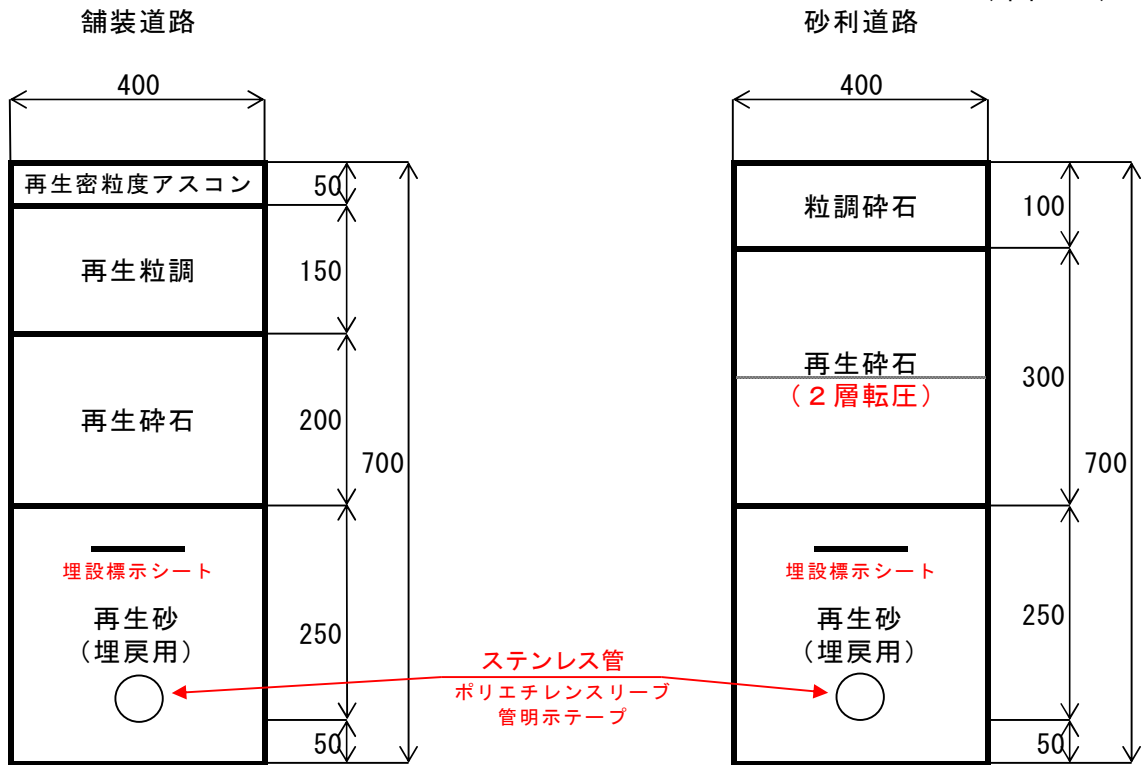
別図第3 (第3条第3項第4号関係)



別図第4 (第3条第5項関係)

復旧組成図 (φ 50 以下)

(単位 mm)



復旧組成図 (φ 75 以上)

(単位 mm)

